

浄法寺訪問介護事業所 第1号訪問事業（訪問型サービス）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人二戸市社会福祉協議会が開設する浄法寺訪問介護事業所（以下「事業所」という）が行う第1号訪問事業（訪問型サービス）（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護職員初任者研修（又は生活援助従事者研修）の修了者（以下「従事者」という）が要支援状態又は事業対象者にある高齢者（以下「要支援者等」という）に対し、適正な訪問型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従事者は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 浄法寺訪問介護事業所
- (2) 所在地 岩手県二戸市浄法寺町小池3番地

（従事者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供に当たるものとする。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員 5名以上
訪問介護員は、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日とする。

- (2) 営業時間 0時から24時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(第1号訪問事業(訪問型サービス)の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、二戸地区広域行政事務組合が定める基準によるものとし、第1号訪問事業(訪問型サービス)が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証のとおりとする。但し、支給限度基準額を超えるサービスの費用は、全額が利用者負担とする。

自立した日常生活が営めるように、入浴、排泄、食事の介助、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言等の必要な日常的な援助を行う事とする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 従事者は、第1号訪問事業(訪問型サービス)を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(秘密保持等)

第8条 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容のものとする。

(苦情処理)

第9条 管理者は、提供した第1号訪問事業(訪問型サービス)に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、地域包括支援センター及び二戸地区広域行政事務組合等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(通常の事業実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、二戸市とする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止等適正化委員会の設置及び委員会での検討結果についての従事者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業所はサービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従事者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従事者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(衛生管理等)

第14条 事業所は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための感染対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び

訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人二戸市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年5月25日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。